

## 第3部 障害福祉サービス提供の見込量等

### (第4期千葉市障害福祉計画)

#### 第1章 計画の基本的な考え方

##### 1 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

###### (1) 地域生活を支える訪問系サービスの充実

- ・障害者が地域で生活していくため、必要な訪問系サービスの充実を図ります。
- ・市内どこでも必要なサービスを受けられるよう、提供体制の強化を図ります。
- ・障害の重度化、介助者の高齢化などに対応したサービス内容の充実を図ります。

###### (2) 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障

- ・障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。
- ・希望する障害者が、身近なところで必要なサービスを利用できるよう充実を図ります。
- ・教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な療育・支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

###### (3) 地域における暮らしの場の確保

- ・障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、グループホームの整備を促進します。
- ・啓発・広報活動や地域での交流活動を通して、障害に対する地域住民の理解を促進します。
- ・施設入所支援については、障害福祉に関する制度改正の中で入所施設のあり方等が議論されていることから、本計画期間は現状維持を基本とします。

#### **(4) 就労支援の強化**

- ・福祉施設から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業等の充実を図ります。
- ・一般就労の困難な障害者のために、就労継続支援事業の充実を図るとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、授産製品の販路拡大など工賃向上を促進します。

#### **(5) 相談支援体制の充実・強化**

- ・障害者が地域で安心して暮らしていくために、障害者相談員や民生委員による身近な相談支援を行います。
- ・障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のための計画相談支援や、地域生活への移行や緊急時のための地域相談支援を行う相談支援事業者の充実を図ります。
- ・障害者相談センター、こころの健康センター、発達障害者支援センター等において専門的な相談を行います。
- ・障害者の地域生活を支える相談支援体制の強化のため、地域の支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化等について協議を行う地域自立支援協議会の充実を図ります。

## 2 平成29年度までに達成すべき目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

本市の福祉施設から地域生活への移行者は、第1期計画策定時点から平成26年度までに合わせて394人となっており、第3期障害福祉計画の目標値である436人には達していません。

第4期計画策定にあたっての国の基本指針においては、平成26年度末目標を未達成の場合には、その未達成割合を平成29年度末目標に加えることとしていますが、この目標値は国の基本指針に沿った値に独自の上乗せを行っており、国の基本指針に沿って定めた場合の目標値は上回っていることから、未達成割合を加えることはしないこととし、第4期計画策定にあたっての国の基本指針に沿った目標値を設定することとします。

一方、平成25年度末時点の施設入所者数は565人ですが、障害者生活実態・意向調査(平成25年度実施)の結果によると、障害福祉サービスの利用意向として、全回答者の20%以上の方が施設入所支援の利用を希望していること、そして障害者及び介助者の高齢化は今後さらに進むと考えられることから、総入所者数を減少させることは難しい状況であるため、施設入所者数については、削減目標を設定しないこととします。

#### (国の基本指針)

|                                                             |                                            |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 地域生活移行者数                                                    | 平成25年度末時点の施設入所者数の12%が地域生活へ移行する。            |
| 施設入所者数の削減                                                   | 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減する。 |
| ※平成26年度末目標が未達成の見込の場合は、それぞれの未達成割合を各平成29年度末目標に加えた割合以上を目標値とする。 |                                            |

※「国の基本指針に基づく県の方向性」は、国の基本指針通りです。

**【千葉市の目標値】**

| 項 目      | 目標値       | 備 考                              |
|----------|-----------|----------------------------------|
| 地域生活移行者数 | 68人<br>以上 | 平成25年度末時点の施設入所者数<br>(565人)の12%以上 |

**【目標達成に向けた取り組み】**

障害者が地域で自立した生活を営むために、居住の場であるグループホームの整備をすすめるほか、地域移行に向けた相談機能を一層充実させるとともに、関係機関との連携を強化することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

## (2) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障害者の地域生活を支援するための居住支援機能と地域支援機能をあわせ持つ拠点等について、国の基本指針に沿って、平成29年度末までに1か所以上整備することを目指します。

(国の基本指針)

|                  |                                                                                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域生活支援<br>拠点等の整備 | 障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|

※「国の基本指針に基づく県の方向性」は、国の基本指針通りです。

### 【千葉市の目標値】

| 項 目           | 目標値   | 備 考                      |
|---------------|-------|--------------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備数 | 1か所以上 | 国の基本指針に沿って、1か所以上の整備を目指す。 |

### 【目標達成に向けた取り組み】

地域自立支援協議会において現状や課題などの整理を進めるとともに、既存の相談支援事業所などの関係機関、特に居室や緊急時の受け入れ先となり得るグループホーム、短期入所事業等を行う事業者と、機能分担・連携などのあり方について検討・協議を行います。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

第1期から第3期までの計画期間を通じて、福祉施設から一般就労への移行者の目標値は、国の基本指針に従い、平成17年度の実績11人を基準として、その4倍の44人以上としてきました。

本市の福祉施設から一般就労への移行者は、平成26年度（H25.10.1～H26.10.1）において50人となっており、第3期計画で目標とした44人を上回る結果となっています。引き続き第4期計画においても国の基本指針に沿った目標値を設定し、福祉施設利用者の一般就労への移行を促進します。

また、国の基本指針では、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率を設定することとしていますが、一般就労に向けて就労移行支援を利用することが唯一の方法ではないことや、就労後の定着支援を視野に入れた丁寧な就労支援が重要であることから、本市においてはこれらの目標については設定しないこととします。

#### (国の基本指針)

|                   |                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 一般就労移行者数          | 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。                     |
| 就労移行支援事業の利用者数     | 平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指す。       |
| 就労移行支援事業所ごとの就労移行率 | 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、全就労移行支援事業所の5割以上とすることを目指す。 |

※「国の基本指針に基づく県の方向性」は、国の基本指針通りです。

#### 【千葉市の目標値】

| 項 目      | 目標値    | 備 考                         |
|----------|--------|-----------------------------|
| 一般就労移行者数 | 112人以上 | 平成24年度の一般就労への移行実績(56人)の2倍以上 |

#### 【目標達成に向けた取り組み】

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者一人ひとりの状況を踏まえた、就労相談、職業訓練、職場実習等の充実を図るとともに、就労後の定着支援等を通じて企業等に対する障害者雇用への一層の理解と協力を求めています。

## 第2章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

### 1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方

#### (1) 訪問系サービス

第3期計画期間の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。

また、重度障害者等包括支援は、現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。

#### (2) 日中活動系サービス

第3期計画期間の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案して見込みます。

平成24年度の児童福祉法改正以降、利用が大幅に増加している児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、今後も増加すると考えられるニーズに応える必要があることから、平成24年度以降の利用実績の伸び等を勘案して見込みます。

また、保育所等訪問支援は、これまで利用実績がありませんが、今後利用が発生することを想定して見込みます。

医療型児童発達支援は、利用実績及び利用契約者数を勘案し、現状維持として見込みます。

#### (3) 居住系サービス

共同生活援助は、施設入所者の地域移行目標者数や介助者の高齢化による利用者数の伸び等を勘案して見込みます。

施設入所支援は、利用実績は減少傾向にありますが、障害者本人の高齢化・重度化や介助者の高齢化を見据えて、現状維持として見込みます。

また、障害児入所支援(福祉型・医療型)は、第3期計画期間の利用実績の伸びをもとに見込みます。

#### (4) 相談支援

計画相談支援及び障害児相談支援は、サービスの支給決定を受ける方の全てに対して計画を作成することとして、利用者数を見込みます。

また、地域相談支援は、施設入所者の地域移行目標者数等を勘案して見込みます。

## 2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策

### (1) 訪問系サービス

障害福祉サービス事業者連絡協議会や事業者説明会等を通じて、事業者にホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、障害者へのサービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。

また、ホームヘルパーが、医療的ケアを必要とする重度障害者等に対しても支援を行えるよう、必要な研修の受講を支援します。

重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。

同行援護、行動援護については、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。

### (2) 日中活動系サービス

市の未利用地や公共施設の跡施設の有効活用の検討や「障害者支援版起業塾」の開催等により、事業者の参入を促進します。

また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて、事業者の参入を促進します。

### (3) 居住系サービス

共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設や精神科病院からの地域移行を更に促進するとともに、介助者の高齢化によるニーズの増加に対応するため、必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。

### (4) 相談支援

指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。



### 3 指定障害福祉サービス等の見込量

(各年度1か月あたりの数値)

| サービスの種類        |                | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------|----------------|----|----------|----------|----------|
| (1) 訪問系サービス    |                |    |          |          |          |
| 居宅介護           | 利用量<br>(時間分/月) |    | 25,872   | 28,200   | 30,748   |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 1,056    | 1,151    | 1,255    |
| 重度訪問介護         | 利用量<br>(時間分/月) |    | 15,612   | 18,474   | 21,857   |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 60       | 71       | 84       |
| 行動援護           | 利用量<br>(時間分/月) |    | 567      | 586      | 604      |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 31       | 32       | 33       |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 利用量<br>(時間分/月) |    | 418      | 418      | 418      |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 1        | 1        | 1        |
| 同行援護           | 利用量<br>(時間分/月) |    | 3,256    | 3,317    | 3,377    |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 162      | 165      | 168      |
| (2) 日中活動系サービス  |                |    |          |          |          |
| 生活介護           | 利用量<br>(延入日/月) |    | 32,180   | 33,467   | 34,813   |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 1,601    | 1,665    | 1,732    |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 利用量<br>(延入日/月) |    | 257      | 277      | 297      |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 13       | 14       | 15       |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 利用量<br>(延入日/月) |    | 1,408    | 1,654    | 1,954    |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 80       | 94       | 111      |
| 就労移行支援         | 利用量<br>(延入日/月) |    | 5,593    | 7,275    | 9,452    |
|                | 利用人数<br>(実人/月) |    | 316      | 411      | 534      |

| サービスの種類            | 単位             | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------|----------------|----------|----------|----------|
| (2) 日中活動系サービス (続き) |                |          |          |          |
| 就労継続支援<br>(A型)     | 利用量<br>(延人日/月) | 2,277    | 2,753    | 3,333    |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 110      | 133      | 161      |
| 就労継続支援<br>(B型)     | 利用量<br>(延人日/月) | 10,605   | 11,568   | 12,600   |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 606      | 661      | 720      |
| 療養介護               | 利用量<br>(延人日/月) | 2,418    | 2,511    | 2,604    |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 78       | 81       | 84       |
| 短期入所<br>(福祉型)      | 利用量<br>(延人日/月) | 2,322    | 2,412    | 2,511    |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 258      | 268      | 279      |
| 短期入所<br>(医療型)      | 利用量<br>(延人日/月) | 318      | 336      | 354      |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 53       | 56       | 59       |
| 児童発達支援             | 利用量<br>(延人日/月) | 2,947    | 3,713    | 4,678    |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 486      | 583      | 700      |
| 放課後等デイサービス         | 利用量<br>(延人日/月) | 9,205    | 10,678   | 12,386   |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 743      | 825      | 916      |
| 保育所等訪問支援           | 利用量<br>(延人日/月) | 2        | 2        | 2        |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 1        | 1        | 1        |
| 医療型児童発達支援          | 利用量<br>(延人日/月) | 310      | 310      | 310      |
|                    | 利用人数<br>(実人/月) | 50       | 50       | 50       |

| サービスの種類             | 単位             | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------------|----------------|----------|----------|----------|
| (3) 居住系サービス         |                |          |          |          |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 利用人数<br>(実人/月) | 465      | 526      | 587      |
| 施設入所支援              | 利用人数<br>(実人/月) | 762      | 762      | 762      |
| 福祉型<br>障害児入所支援      | 利用人数<br>(実人/月) | 36       | 39       | 43       |
| 医療型<br>障害児入所支援      | 利用人数<br>(実人/月) | 29       | 32       | 36       |
| (4) 相談支援            |                |          |          |          |
| 計画相談支援              | 利用人数<br>(実人/月) | 203      | 312      | 435      |
| 地域移行支援              | 利用人数<br>(実人/月) | 4        | 4        | 4        |
| 地域定着支援              | 利用人数<br>(実人/月) | 69       | 92       | 114      |
| 障害児相談支援             | 利用人数<br>(実人/月) | 56       | 94       | 140      |

### 第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施する「任意事業」があります。

#### 1 必須事業

(各年度年間の数値)

| 事業の種類           | 単位    | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 実施に関する考え方<br>(確保の方策)                                                                               |
|-----------------|-------|------------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 実施         | 実施         | 実施         | 障害者週間事業の一環として、障害者(児)の自立の促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図るため、障害者福祉大会の企画・運営を千葉市身体障害者連合会に委託して実施します。      |
| (2) 自発的活動支援事業   |       |            |            |            |                                                                                                    |
| ①本人活動支援事業       | 事業数   | 3          | 3          | 3          | 在宅の知的障害者本人によるボランティア活動を支援するため、その活動の機会を提供するとともに、その活動に関する便宜を図るため、千葉市手をつなぐ育成会に委託して実施します。               |
| ②明るいくらし促進事業     |       |            |            |            | 精神障害者やその家族及び地域住民との交流を図ることにより、精神障害者の社会参加の促進を図るため、NPO 法人千家連に委託して実施します。                               |
| ③精神障害者家族セミナー    |       |            |            |            | 他の精神障害者施設の見学や家族会の研修を通じて精神障害についての普及啓発の方法を学ぶことにより、家族会の活性化を促し、精神障害者の社会参加の促進を図るため、NPO 法人千家連に委託して実施します。 |

| 事業の種類                  | 単位          | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 実施に関する考え方<br>(確保の方策)                                                        |
|------------------------|-------------|------------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (3) 相談支援事業             |             |            |            |            |                                                                             |
| ①障害者相談支援事業             | 箇所数         | 7          | 7          | 7          | 障害者やその保護者、介護者からの相談、その他必要な支援を市内の障害児(者)施設に委託して実施します。                          |
| ②障害児等療育支援事業            | 箇所数         | 10         | 10         | 10         | 身近な地域で療育指導等が受けられるよう、障害児(者)施設等の有する機能を活用して実施します。                              |
| ③発達障害者支援センター運営事業       | 箇所数         | 1          | 1          | 1          | 発達障害児(者)に対する総合的な支援拠点として療育センター内に設置し、社会福祉法人に委託して実施します。                        |
|                        | 実利用<br>見込人数 | 1,351      | 1,504      | 1,657      |                                                                             |
| (4) 成年後見制度利用支援事業       | 実施の有無       | 実施         | 実施         | 実施         | 千葉県成年後見支援センター及び障害者相談支援事業所等での広報・相談等により、制度の周知を図ります。                           |
| (5) 意思疎通支援事業           |             |            |            |            |                                                                             |
| ①手話通訳者設置事業             | 設置者数        | 7          | 7          | 7          | 聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、                     |
| ②手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業     | 実利用<br>見込人数 | 243        | 245        | 247        | 手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業を(福)千葉県聴覚障害者協会へ委託して実施します。                                |
| ③重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 | 実利用<br>見込人数 | 1          | 1          | 1          | 利用者のほか、事業者説明会等の機会を通して関係者等に周知します。                                            |
| ④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業      | 実施の有無       | 実施         | 実施         | 実施         | 盲ろう者のコミュニケーションや移動等の手段を確保するため、四州市(千葉県・船橋市・柏市・千葉市)共同事業として、千葉盲ろう者の会へ委託して実施します。 |
| (6) 意思疎通支援者養成研修事業      |             |            |            |            |                                                                             |
| ①手話通訳者養成事業             | 実施の有無       | 実施         | 実施         | 実施         | 聴覚障害者等のコミュニケーション等の支援者として、通訳に必要な技術や知識を習得した手話通訳者を養成します。                       |
| ②要約筆記者養成事業             | 実施の有無       | 実施         | 実施         | 実施         | 聴覚障害者等のコミュニケーション等の支援者として、通訳に必要な技術や知識を習得した要約筆記者を養成します。                       |

| 事業の種類                  | 単位          | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 実施に関する考え方<br>(確保の方策)                                                                                                                                                                              |
|------------------------|-------------|-------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 意思疎通支援者養成研修事業 (続き) |             |             |            |            |                                                                                                                                                                                                   |
| ③盲ろう者向け通訳・介助員養成事業      | 実施の有無       | 実施          | 実施         | 実施         | 盲ろう者の自立と社会参加の担い手として、四県市(千葉県・船橋市・柏市・千葉市)共同事業により、通訳及び移動等の支援方法を習得した通訳・介助員を養成します。                                                                                                                     |
| (7) 日常生活用具費支給等事業       |             |             |            |            |                                                                                                                                                                                                   |
| ①介護・訓練支援用具             | 実利用<br>見込件数 | 46          | 46         | 46         | 地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。                                                                                                                                           |
| ②自立生活支援用具              |             | 137         | 137        | 137        |                                                                                                                                                                                                   |
| ③在宅療養等支援用具             |             | 130         | 130        | 130        |                                                                                                                                                                                                   |
| ④情報・意思疎通支援用具           |             | 140         | 140        | 140        |                                                                                                                                                                                                   |
| ⑤排泄管理支援用具              |             | 19,711      | 21,484     | 23,417     |                                                                                                                                                                                                   |
| ⑥居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) |             | 12          | 12         | 12         |                                                                                                                                                                                                   |
| (8) 移動支援事業             | 実利用<br>見込人数 | 724         | 782        | 844        | 事業者数は着実に増えていますが、移動支援の登録をしていない介護保険の訪問介護事業者等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。                                                                                                                              |
|                        | 延利用<br>見込時間 | 83,622      | 90,321     | 97,482     |                                                                                                                                                                                                   |
| (9) 地域活動支援センター         |             |             |            |            |                                                                                                                                                                                                   |
| (Ⅰ型)                   | 箇所数         | 6           | 6          | 6          | 利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業(Ⅱ型、Ⅲ型)を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業(Ⅰ型)を実施します。また、地域活動支援センター(Ⅲ型)については、障害者支援版起業塾により、法定外事業所からの移行を促進します。 |
|                        | 実利用<br>見込人数 | 420         | 420        | 420        |                                                                                                                                                                                                   |
| (Ⅱ型)                   | 箇所数         | 3           | 3          | 3          |                                                                                                                                                                                                   |
|                        | 実利用<br>見込人数 | 129         | 129        | 129        |                                                                                                                                                                                                   |
| (Ⅲ型)                   | 箇所数         | 13          | 14         | 15         |                                                                                                                                                                                                   |
|                        | 実利用<br>見込人数 | 431         | 464        | 497        |                                                                                                                                                                                                   |

## 2 任意事業

(各年度年間の数値)

| 事業の種類              | 単位          | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 実施に関する考え方<br>(確保の方策)                                                                                                                   |
|--------------------|-------------|-------------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 福祉ホーム事業        | 箇所数         | 1           | 1          | 1          | 地域における住まいの場を確保するため、民間事業者への補助事業により実施します。                                                                                                |
|                    | 実利用<br>見込人数 | 5           | 5          | 5          |                                                                                                                                        |
| (2) 訪問入浴サービス事業     | 箇所数         | 15          | 16         | 17         | 訪問入浴サービスの登録をしていない介護保険の訪問入浴介護事業者等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。                                                                             |
|                    | 実利用<br>見込人数 | 50          | 54         | 58         |                                                                                                                                        |
| (3) 生活訓練事業         | 実施の有無       | 実施          | 実施         | 実施         | 障害者の生活支援のため、これまで行ってきた事業を関係団体等に委託して実施します。                                                                                               |
| (4) 日中一時支援事業       | 実利用<br>見込人数 | 655         | 675        | 695        | 障害者等の日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため、利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。                                                                      |
| (5) 社会参加促進事業       | 事業数         | 6           | 6          | 6          | スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報等、これまで行ってきた事業を引き続き実施するとともに、各事業の周知を図ります。また、新たなニーズ等を踏まえた見直しを行い、障害者の社会参加の更なる促進を図ります。                                 |
| (6) 障害者虐待防止対策支援事業  |             |             |            |            |                                                                                                                                        |
| ①障害者虐待防止事業         | 実施の有無       | 実施          | 実施         | 実施         | 障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等(養護者)を支援することを目的とし、引き続き各保健福祉センターに千葉県障害者虐待防止センターを設置します。また、被虐待者を一時的に受け入れる施設を確保し、緊急時には積極的に一時保護を行います。 |
| ②障害者虐待防止センター運営事業   | 実施の有無       | 実施          | 実施         | 実施         |                                                                                                                                        |
| ③障害者虐待防止一時保護居室確保事業 | 実施の有無       | 実施          | 実施         | 実施         |                                                                                                                                        |

| 事業の種類               | 単位          | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 実施に関する考え方<br>(確保の方策)              |
|---------------------|-------------|-------------|------------|------------|-----------------------------------|
| (7) 更生訓練費<br>支給事業   | 実利用<br>見込者数 | 20          | 20         | 20         | 障害者の社会参加を促進する観点から、訓練に必要な経費を支給します。 |
| (8) 知的障害者<br>職親委託事業 | 実利用<br>見込者数 | 1           | 1          | 1          | 知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として実施します。 |